

保育所等における医療的ケア児 受入れガイドライン

令和6年（2024年）3月 策定

小田原市保育課

はじめに

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この法律の基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない」と明記されています。

また、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

重い障害のある子ども、医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させると共に、関係機関の連携を強化することも求められています。

このような背景を捉えて、本市では、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の保育所等における円滑な受け入れや、受入れ後の安全で安心な利用を推進していくため、「保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインの策定により、保護者、保育所等と医療機関を始めとした関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所支援及び発達に応じた保育の提供を円滑に進め、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきたいと考えています。

目 次

第1章	基本的事項	4
1	医療的ケア児の受入れの要件	
2	医療的ケアの内容	
3	対象児	
4	受入れ体制	
第2章	医療的ケア児の入所までの手続	6
1	医療的ケア児の入所に関する案内	
2	入所利用相談・面談	
3	施設の見学	
4	受入れ可能性の検討（通所検討会議）	
5	結果通知	
6	入所申請	
7	保育所等との面談・調整	
8	保育所等への入所	
第3章	医療的ケア児の入所後の継続について	9
1	医療的ケアの継続審査について	
2	入所後における医療的ケアの内容変更について	
3	長期欠席について	
第4章	受入れ保育所等での医療的ケアの実施体制及び対応について	10
1	医療的ケア実施者について	
2	医療的ケアを安全に実施するための体制について	
3	緊急時の対応について	
4	職員の研修について	
第5章	保護者の了承事項	12
1	保育の利用について	
2	医療的ケアについて	
3	ならし保育について	
4	体調管理及び保育の利用中止等について	
5	緊急時及び災害時の対応等について	
6	退園等について	
7	情報の共有等について	
8	その他	
【参考】	様式集	15

第1章 基本的事項

1 医療的ケア児の受入れの要件

保育所等の利用申し込み時点において、次の要件を満たすことを必要とする。

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を必要とすること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は、原則として、次の行為の実施を基本とする。

(1)、(2)は認定特定行為業務従事者※が対応可能。(3)は看護師に限定。

※一定の研修を修了し、痰の吸引等の業務の登録認定を受けた保育士等職員

(1) 経管栄養（経鼻経管、胃ろうまたは腸ろう）

食べる機能が弱い時にチューブ等を使って直接胃や腸に栄養を送る。

- ・経管栄養法のうち、経鼻経管、胃ろうまたは腸ろうを実施する。
- ・注入する栄養は、栄養剤のみとする。
- ・ポンプ等による持続注入の対応については行わない。

(2) 喀痰の吸引（口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内）

唾液の飲み込みや、痰を吐き出す力が弱く呼吸が苦しくなるので、医療機器で吸引して取り除く。

(3) 導尿

排尿障害等により自力で排尿が難しい場合に、尿道からカテーテルを挿入して尿を排出する。

- ・定時の導尿を実施する。
- ・膀胱留置カテーテルの対応については行わない。

(4) 投薬（経口・注入・座薬・その他）

3 対象児

2に記載する医療的ケアを必要とする児童のうち、主治医から集団保育が可能であると判断を受けており、保育所等の利用開始を希望する年度の4月1日時点で、3歳の誕生日を迎えている児童であること。

4 受入れ体制

(1) 受入れ時期は、4月1日入所を基本とする。

(2) 医療的ケアを実施する施設（以下「実施施設」という。）は、公立保育所を基本とする。なお、私立保育所等では体制が整い次第順次実施するものとし、当面の間は、体制が整っている城前寺保育園でのみ実施するものとする。

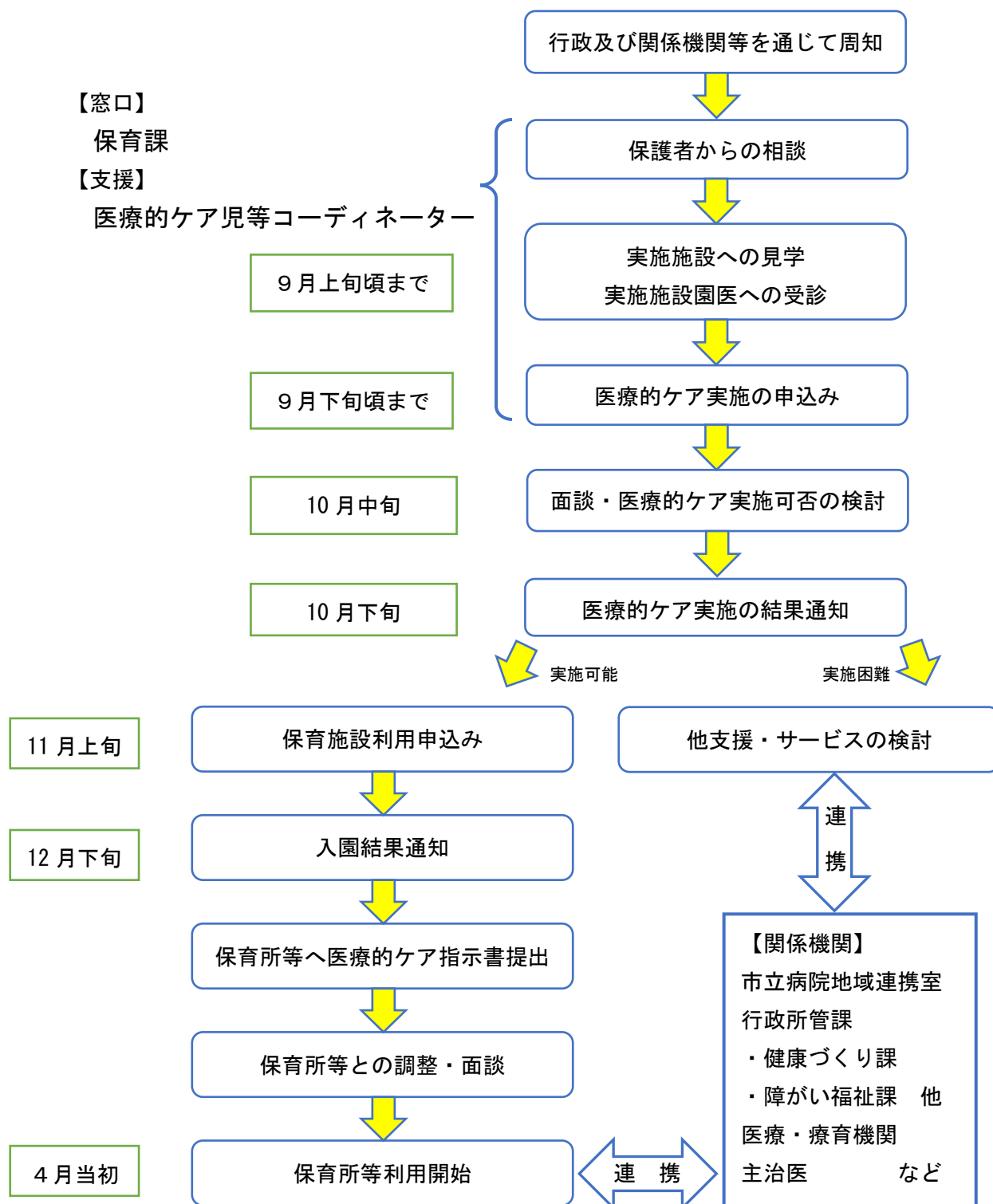
(3) 対象児の保育を行う日及び医療的ケアを実施できる時間は、平日（月～金曜日）の1日8時間（午前8時30分～午後4時30分）を原則とする。

- (4) 市全体での受入れ数については、実施施設の利用状況や看護師の配置状況等を考慮し、年度ごとに判断する。
- (5) 安全な保育の提供を前提とし、実施施設1カ所に対し対象児1人の受入れを原則とする。なお、実施施設の看護師の配置状況等の受入れ体制や対象児が必要とする医療的ケアの内容を踏まえ、安全な保育提供が可能と判断する場合は2人以上の受入れも可能とする。

第2章 医療的ケア児の入所までの手続

医療的ケア児の入所までの手続は、次のとおりとする。

◆ 医療的ケア児の保育所等利用までの流れ概要（4月入園）



1 医療的ケア児の入所に関する案内@市立病院地域連携室又は関係機関 ほか

相談者を「医療的ケア児入所利用相談窓口（以下「相談窓口」という。）」に繋げるための案内を行う。

- ・市は予め医療的ケア児の受入れ方針を決定し、その内容を市のホームページ及び関係機関等を通じて保護者へ周知する
- ・相談の際に必要な情報を把握するため、保護者宛てに定型様式（以下①～③）を提供し、相談窓口に提出を求める。（①は相談前に、②及び③は相談時に提出）
 - ①医療的ケア児面接記録表（第1号様式）
 - ②医療的ケア実施申込書（第2号様式）
 - ③医師意見書（第3号様式）
- ・相談者から①の提出があった時点で、市は「医療的ケア児等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に連絡し、コーディネーターは相談者と調整の上、相談窓口を訪問する日時を決定する。
- ・既にコーディネーターとコンタクトが取れている場合は、入所は利用相談から進めていく（①を省略、②及び③を相談時に提出）

2 入所利用相談・面談@相談窓口

相談窓口では、相談者に保育所等の利用に必要な情報を提供するとともに、相談者から生活環境、児童の状況及び施設利用の希望等を聞き取った上で、実施施設への見学を促す

- ・本ガイドラインに基づき、施設の利用申込みから利用開始までの流れ及び手続、受入れ実施園の保育環境及び医療的ケアの実施内容について説明を行う。
- ・相談者の家庭状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容に加え、保育所以外の施設の利用状況や意向に関する聞き取りを行う。
- ・利用を希望している実施施設等への見学を案内する

3 施設の見学@実施施設

相談者及びコーディネーター（状況に応じて市関係所管職員も同行）が実施施設を訪問し、実施施設の園長及び看護師より保育内容及び医療的ケアの内容について説明を受けるとともに、施設的环境を保護者自身が確認する。

コーディネーターの支援の下、双方で必要な情報の共有を図り、実際に利用または受入れた際のイメージを持つことで、保護者は施設利用の申込みを行うか否かの検討を、実施施設側は受入れについての可否判断（必要な体制整備の検討を含む）を行うことができる。

- ・その場でスムーズな情報共有を図る為には、双方があらかじめ確認しておきたい事項を明確にしておく必要がある。
- ・施設見学は、あくまで情報共有の場所であるため、実施施設側はその場で受入れの可否を保護者に伝えないよう留意する。

4 受入れ可能性の検討@通所検討会議

- (1) 医療的ケア児通所検討会議（以下「検討会議」という。）を実施する。
- (2) 検討会議の事前に、相談者が検討会議構成員でもある実施施設の園医への受診を行うことで、保護者との面談の場とする。また、面談の内容等については検討会議の協議に反映させるものとする。
- (3) 検討会議では次の事項について協議等を行う。
 - ア 医師意見書等に基づき対象児童における保育施設での集団生活の可否
 - イ 実施施設における医療的ケア実施の可否
 - ウ 対象児童（世帯）における保育の必要性の程度
 - エ 保育所等と他の機関・サービスとの比較
 - オ その他保育利用及び医療的ケアの実施に必要な事項
- (4) 面談及び検討会議の結果を踏まえて、保育所受入れ準備のための調整をする。

5 結果通知

検討会議の受入れ調整に関する結果を受けて、「医療的ケア内定（保留）通知書（第4号様式）」により、市保育課から保護者に通知する。

6 入所申請@保育課窓口

- (1) 医療的ケアが実施可能となった場合は、保護者から入園申込みに必要な申請書類の提出を受け、市保育課で入所選考を行う。
- (2) 入所選考により、実施施設の利用に係る内定が出た場合は、「保育所等利用申込書類選考結果通知書」により保護者に通知する。
- (3) 内定通知を受けた保護者は、内定の出た実施施設に対して面談の申込みを行う。
なお、保留通知を受けた保護者はコーディネーターに連絡の上で、必要に応じて相談窓口を利用するなどして、その後の対応について協議・検討する。

7 保育所等との面談・調整@実施施設

- (1) 保護者は、医師が作成した「医療的ケア指示書（第6号様式。以下「指示書」という。）」を実施施設に提出する。
- (2) 実施施設は、保護者から提出された指示書に基づき、保護者及び対象児童と面談を行い、保育時間中の医療的ケアの内容や方法のほか、必要な事項について確認・協議する。また、当該施設の看護師は児の担当医師と面談を行い、受入れの安全性についてあらかじめ確認を行う。
- (3) 実施施設は、指示書及び面談の結果を基に、受入れクラスや施設での生活の流れ、行事への対応等の保育の進め方を確認する。この際施設は、コーディネーター、計画相談員からのサービスプランや療育機関の個別支援計画の提供を受ける。
- (4) 保護者は、「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（第5号様式）」を実施施設に提出する。

8 保育所等への入所@実施施設

- (1) 実施施設は、面談結果を基にして受入れの可否を市保育課に報告するとともに、その受入れが可能な場合には、市保育課が発送する「入所決定通知」に併せて、「医療的ケア実施通知書（第7号様式。以下「実施通知」という。）」を保護者に送付する。
- (2) 実施施設は当該児に係る「医療的ケア実施計画」を作成し、担当医師や園医、関係機関等と連携しながら保育を実施する。また、日々の状態を看護師が日誌に記録する。
- (3) 保護者は、実施通知を受けたことをコーディネーター及び主治医等に報告するとともに、保育所等利用にあたり必要な準備を行う。また、利用開始に併せて実施施設に対し「医療的ケア実施承諾書（第8号様式）」を提出する。
- (4) 保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を実施施設へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰ることとする。
- (5) コーディネーター、市所管課と関係機関の職員は、定期的に実施施設を巡回し、医療的ケアの実施内容についてアセスメントを行う。

第3章 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査について

- (1) 実施施設は、保育を継続するにあたり、医療的ケア児の健康状態を勘案し、必要に応じて担当医師や園医などに意見を求める。
- (2) 担当医師や園医などの意見を参考に、必要に応じて実施施設及び事務担当で構成される会議において協議を行い、引き続き同一の医療的ケアで足りると判断した場合は、継続して保育を実施する。

2 入所後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 入所後に、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は、改めて「医療的ケア実施申込書」及び「医療的ケア指示書」を提出する。
- (2) 実施施設は、申請書類及び医療的ケア児の健康状態に基づき、保育所における集団保育の継続実施について、担当医師や園医などに意見を求める。
- (3) 実施施設が対応可能な医療的ケアの内容で保育を提供する場合は、継続して保育を実施する。なお、実施施設において対応ができない医療的ケアが必要になった場合は原則として退所となる。但し、この場合においても、対象児への影響や保護者の状況を勘案し、退所時期については、保護者の事情をできる限り配慮する。
- (4) 医療的ケアを終了する場合は、保護者から提出された主治医の診断書の内容、医療的ケア児の健康状態等を確認し、通常の保育に変更する。その際には、関係機関に報告する。

3 長期欠席について

- (1) 病気治療などのやむを得ない理由を除き、原則として、登園しない日が1か月以上続いた場合は退所となる。但し、医療的ケア児は基礎疾患により健康状態が不安定になり易い点に考慮し、当該規定の適用を判断すること。
- (2) 長期欠席の後、再び登園が可能となった場合、集団保育の実施について、必要に応じて関係機関に意見を求める。

第4章 受入れ保育所等での医療的ケアの実施体制及び対応について

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、基本的に看護師が行うものとし、医療行為に該当しない範囲の補助などは、保育士や他の職員と協力しながら進めていく。

2 医療的ケアを安全に実施するための体制について

保育中の医療的ケアは、基本的に看護師が行うものとする。医療行為に該当しない範囲のケアに関しても、その補助なども担い、保育士や他の職員と協力しながら進めていく。

(1) 医療的ケアの実施に関する情報の共有

実施施設は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア実施申込書」及び「医療的ケア指示書」の内容を確認し、医師の指導を受け、医療的ケアを実施する。なお、医療的ケアに関する情報は、園長、保育士、看護師等の関係職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たり、園長は、医療的ケアを安全に実施するための体制を構築する。

(2) 実施施設における関係者の役割

長期欠席の後、登園が可能となった場合、集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求める。

- ア 医療的ケア児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、園長、保育士、看護師、栄養士等の調理に係る職員、園医及び主治医等が連携・協議する。
- イ 園長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアを安全に実施するためのマネジメント及び職員の育成等を行う。
- ウ 保育士は、看護師、栄養士及び保護者と連携し、日々の医療的ケア児の健康状態を把握した上で、集団保育を行い、保育所等での生活の状況を保護者に報告する。
- エ 看護師は、保育士、栄養士、及び保護者と連携して、医療的ケア児の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」及び「実施マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意の下、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。また、医療的ケアの実施状況と

健康状態を保護者に報告するとともに、その内容を記録する。

このほか、登園前の健康状態や登園中の様子に関する保護者への聴き取り、実施施設での観察結果などを基に、当日の健康状態を確認した上で、医療的ケア実施の可否についてアセスメントを行う。実施の可否について疑義が生じた場合は、あらかじめ定められた方法により、保護者あるいは園医等に連絡し、指示を仰ぐことが求められる。

オ 栄養士は、医療的ケアの内容に応じて、主治医等の指示書に基づき食事の管理を行うとともに、当日の健康状態を勘案し、食事の提供について保育士と連携して行う。

カ 園医は、児童の健康診断を行う。また、必要に応じて主治医等に医療的ケアの実施計画とその実技について確認を行い、安全な医療的ケアの提供に必要な助言、職員への研修及び指導を行う。なお、実施施設とは、医療的ケア児の個人の状況を十分に踏まえて、健康管理や医療的ケアの内容について情報を共有する。

(3) 実施施設における衛生管理について

ア 実施施設については、衛生的な状態を維持し、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

イ 医療的ケア児が使用する医療的ケアに係る物品や備品については、保護者の要望を踏まえ、衛生的に保管・管理する。

(4) 実施施設における文書管理について

医療的ケアの実施に関する「医療的ケア実施計画書」、「実施マニュアル」及び「医療的ケア実施報告書」等の書類は、実施施設にて必要期間保管する。

3 緊急時の対応について

(1) 実施施設は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、担当医師及び園医の協力を得ながら保育を実施する。また、緊急時には、市立病院との連携を行う。

(2) 緊急時の対応は、実施施設で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

(3) 実施施設は、緊急時の対応について事前に保護者に十分に説明し同意を得る。

(4) 体調の急変時には、発見者等からの連絡を受けた園長の指示の下、児童の状況を市立病院及び保護者に連絡し、救急搬送する。緊急対応について、実施施設、市立病院及び保護者とで情報を共有した後、保護者が主治医に報告する。

(5) 保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施施設での保育の継続が困難と判断とした場合には、実施施設からの連絡に応じて、利用時間の途中でであっても医療的ケア児の引き取りを行う。なお、病院搬送時には、病院に直行する。

4 職員の研修について

実施施設は、保育所等で勤務する看護師・保育士等が医療的ケア児についての基礎知識を習得するため、関係機関の協力を得て実施するものとする。併せて、実践的な研修（OJT研修等）の実施や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制整備を行う。

第5章 保護者の了承事項

以下の事項について、保護者に了承を得る。

1 保育の利用について

保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの1日8時間（午前8時30分～午後4時30分）を原則とすること。実施施設が特に認めた日（保育所の行事の日等）を除き、土曜日及び延長保育の利用はできないこと。

2 医療的ケアについて

- （1）あらかじめ主治医等を受診し、必要な医療的ケア及び緊急時の対応等を記載した「医師意見書」「保育のめやす」（入所申請時）及び「医療的ケア指示書」（内定通知到着後）を提出する必要があること。また、実施施設は、緊急時の対応等に関しての主治医等の指導及び助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診に同行し、主治医等との相談を行う場合があること。
- （2）実施施設では、関係法令や主治医等の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

3 ならし保育について

医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを含めた対象児への保育の提供を安全に実施するために、実施施設での預かりを開始する最初の日から一定の期間、保護者の付き添いをお願いする必要があること。なお、ならし保育の期間及びその間の保育時間については、実施施設と相談の上で決定するものとする。また、医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や当初に予定していた預かりの期間が延長・短縮される場合があること。

4 体調管理及び保育の利用中止等について

- （1）やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等の付き添い又は登園を控えることをお願いする場合があること。
- （2）登園前には健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育の利用を控えること。
- （3）発熱、下痢、嘔吐等の体調不良の場合等、熱がなくても感染症に罹患した疑いがある場合には保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。

- また、体調不良により実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であってもこれを中止し、引き取りをお願いすることがあること。
- (4) 集団保育の場合は、感染症に罹患するリスクが高くなることが予想されるため、園内で感染症が一定数以上発生した場合には、実施施設からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうかを判断すること。また、実施施設の判断で、保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 実施施設が必要と認める時は、主治医等を受診すること。なお、その費用は、保護者の負担となること。

5 緊急時及び災害時の対応等について

- (1) 緊急時には、市立病院を受診すること。そのため、入園前に市立病院を受診しておくこと。なお、受診時に主治医からの医療情報提供書（※保護者を介して主治医から提供してもらうもの）を持参すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じた場合、その他実施施設が緊急事態と判断した場合は、市立病院に連絡し、必要な措置を講じること。また、通常は当該措置と同時に児童の保護者等に連絡を行うが、状況により保護者に連絡をする前に児童を市立病院に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、当該措置に要した費用は保護者の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任において、自宅や医療機関等の受診時に行うこと。保育中に抜けた場合は、保護者及び主治医等と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書」（※実施施設看護師が作成するもの）に記載した事項に沿って実施施設で対応すること。
- (4) てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、保護者等で痙攣止めの薬剤を用意すること。当該薬剤の消費期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任において行うこと。
- (5) 災害時の対策として、発災時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（栄養剤）を実施施設に預けておくこと。

6 退園等について

- (1) 医療的ケア児の病態の変化等により、実施施設において対応ができない医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園となること。
- (2) 実施施設における人員、施設又は設備の状況により、当該施設での受入れ時間の短縮等の保育内容の変更を行う場合があること。また、実施施設において、安全な医療的ケア及び保育の提供が困難となる事象が生じた際には、受入れができなくなる場合があること。

7 情報の共有等について

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するため、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況や集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童やその保護者と共有すること。

8 その他

上記のほか、実施施設との間で取り決めた事項を順守すること。

【参考】様式集

- ・ 医療的ケア児面接記録票（第1号様式）
- ・ 医療的ケア実施申込書（第2号様式）
- ・ 医療的ケアに関する医師意見書（第3号様式）
- ・ 医療的ケア内定（保留）通知書（第4号様式）
- ・ 医療的ケアを必要とする児の保育に関する同意書（第5号様式）
- ・ 医療的ケア指示書（第6号様式）
- ・ 医療的ケア実施通知書（第7号様式）
- ・ 医療的ケア実施承諾書（第8号様式）
- ・ 保育のめやす（0歳～2歳）
- ・ 保育のめやす（3歳～5歳）

保育所等における医療的ケア児受け入れガイドライン

発行日：令和6年（2024年）3月1日

発 行：小田原市 子ども若者部 保育課

住 所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電 話：0465-33-1455

F a x：0465-33-1456

メール：hoiku@city.odawara.kanagawa.jp

記入日 年 月 日 (第1号様式)

医療的ケア児面接記録票

児童名 生年月日 年 月 日 生
(歳 ケ月)

保護者名

住 所 小田原市

連 絡 先 (電話番号)

【医療的ケアの内容】

*申請する項目の□にレ点を付け、()の該当する項目に○を記入してください

☐喀痰吸引（口腔・鼻腔内・気管カニューレ内部）

☐経管栄養（経鼻経管・胃ろう・腸ろう）

☐導尿

☐投薬（経口・注入・座薬・その他）

具体的な内容

【現在の通院状況】

○主治医

病院科（先生）

病院科（先生）

○通院頻度

○診 断 名

○集団保育の可否

主治医は、保育園での集団保育が可能と判断していますか？

（ はい いいえ 未確認 ）

(第2号様式)

医療的ケア実施申込書

1 医療的ケアの実施を申請する児童

ふりがな 児 童 名		生年月日	年 月 日生
		年 齢	歳 カ月
現 住 所	(〒) 小田原市		
電話番号 (緊急連絡先)			

2 実施施設に申請する医療的ケアの内容

*申請する項目の□にレ点を付け、() の該当する項目に○を記入してください

- ☐ 喀痰吸引 (口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ内)
- ☐ 経管栄養 (経鼻経管 ・ 胃ろう ・ 腸ろう)
- ☐ 導 尿
- ☐ 投 薬 (経口 ・ 注入 ・ 座薬 ・ その他)

3 病院・医院名

--

4 診療科名

--

5 医師氏名

--

実施施設における医療的ケアについて、上記のとおりその実施を申込みます。

年 月 日

医療的ケア児入所利用相談窓口あて

保護者氏名 _____

(第 3 号様式)

医療的ケアに関する医師意見書

ふりがな			生年月日	(年 月 日生 歳 ケ月)
児 童 名				
診断名			受診状況	☐ 定期 (ケ月おき) ☐ 検査入院 (有 ・ 無) ☐ 不 定 期
実施する 医療的ケア	☐ 喀痰吸引 (口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ内) ☐ 経管栄養 (経鼻 ・ 経口 ・ 胃ろう ・ 腸ろう) ☐ 導尿 ☐ 投薬 (経口 ・ 注入 ・ 座薬 ・ その他)			
現在の状況 〔 症状 治療 状態 〕				
服薬状況	☐ 有 (内容 :) ☐ 無			
呼吸状況	呼吸障害 ☐ 有 (内容 :) ☐ 無			
摂食・嚥下 の状況	経口摂取 ☐ 可 ☐ 一部可 ☐ 不可 誤嚥の有無 ☐ 有 ☐ 無 食 形 態 ペースト食・すりつぶし食・普通食等、 以下に具体的に 記入をお願いします ()			
集団保育の 適否	適 ・ 否			
医療的ケア の目安	(どのような状態のときに実施するのか)			
医療的ケア及び集団生活にあたっての留意事項 ※集団保育活動目安として 別紙「保育の目安」				
予想される 緊急時の状況 及び対応	状態・頻度			
	対応			
	緊急搬送 の目安			
緊急搬送先	医療機関名			

記入日 年 月 日

医療機関名
所 在
電 話 番 号
担当医師名

(第4号様式)

年 月 日

様

医療的ケア児通所検討会議

医療的ケア内定（保留）通知書

申込みがありました医療的ケアの実施について検討した結果、下記の通り判断いたしましたのでお知らせをいたします。

記

児 童 名	
生 年 月 日	年 月 日生
検 討 結 果	内 定 ・ 保 留
備 考	【内定の場合】 保護者は施設に、主治医等が作成した「医療的ケア指示書」を提出してください。 【保留の場合】 (保留の理由を記載)

(第5号様式)

「医療的ケアを必要とする児の保育に関する同意書」

_____さんを安全に保育するために下記の項目について確認いたします。

①	「医療的ケアを必要とするお子さんの保育園利用のためのご案内」をよく読み、理解しました。また、「第5章 保護者の了承事項」の内容を理解し、すべて了承します。
②	やむを得ない事情により、利用する保育所等（以下「施設」という。）で医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合には、保護者が付き添うこと、または、登園を控えるよう要請する場合があることを了承します。
③	施設内で感染症が一定数以上発症した場合の登園の判断は、保護者の責任において行います。また、施設の判断で登園を控えるよう要請する場合があることを了承します。
④	施設が必要と認める場合、保護者等の費用負担で嘱託医、主治医等を受診することを了承します。
⑤	児童の症状に急変が生じた場合、その他施設が緊急事態と判断した場合は、保護者等へ連絡する前に児童を市立病院に搬送し、受診または治療が行われることがあること、それに要した費用は保護者等の負担になることを了承します。
⑥	栄養チューブの交換は、保護者の自己責任において、自宅や医療機関の受診時に行います。
⑦	災害時の対策として、一日分の薬と食事（栄養剤）を施設に持参し預けます。
⑧	児童の病態の変化等により、施設において対応ができない医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園となることを了承します。
⑨	施設における人員、施設又は設備の状況により、当該施設での児童の受入れ時間の短縮等の保育内容の変更を行う場合があること。また、実施施設において、安全な医療的ケア及び保育の提供が困難となる事象が生じた際には、受入れができなくなる場合があることを了承します。
⑩	保護者から提出された申請内容等を、必要な範囲に限り関係機関で共有することを了承します。また、必要に応じてお住いの地区の担当保健師や相談支援専門員等に意見を求め、関係機関で共有することを了承します。
⑪	医療的ケアに関する医師意見書、医療的ケア指示書の内容を市立病院、実施園の嘱託医に情報提供することを了承します。
⑫	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要な範囲に限り、他の児童やその保護者との間で共有する場合があることを了承します。
⑬	①～⑫のほか、保育園との間で取り決めた事項を順守します。

小田原市福祉事務所長 様

確認事項について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日

保護者署名 _____

医療的ケア指示書

◎医療的ケアについて、下記のとおり指示いたします。 指示期間 (20 年 月 日～20 年 月 日)

教育・保育施設名			
児 童 名		生年月日	年 月 日生(歳 ヲ月)
主たる疾患名			

※該当の指示内容に ☒ (チェック)・数値を記入して下さい。

医療的ケアの項目		☐ 口腔内の喀痰吸引 ☐ 鼻腔内の喀痰吸引 ☐ 気管カニューレ内の喀痰吸引 ☐ 経管栄養（経鼻胃管） ☐ 胃ろうによる経管栄養
具体的指示内容	☐ 喀痰吸引	☐ 口腔、鼻腔、気管からの吸引 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧 () kpa 以下 ☐ 保育士実施の場合 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm ☐ 看護師実施の場合 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm ※注意点など []
	☐ 経管栄養	種類 ☐ 経鼻胃管留置カテーテル サイズ()Fr./挿入長さ()cm ☐ 胃ろうカテーテルの種類()/サイズ()Fr./ ()cm挿入/バルンの水の量()mℓ ☐ 栄養剤注入 栄養剤▶実施時間 (:) (:) 内容・量 () 注入時間 (分～ 分) ☐ 胃残量が () 未満の時は、そのまま予定量を注入する ☐ 胃残量が () mℓ以上 () mℓ未満の時 () ☐ 胃残量が () mℓ以上の時 () ☐ 胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）場合は () ☐ その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 [] ☐ 水分注入 水分▶実施時間 (:) (:) 内容() 1 回量() 注入速度 (分～ 分) ショット可・不可 ☐ 胃残量が () 未満の時は、そのまま予定量を注入する ☐ 胃残量が () mℓ以上 () mℓ未満の時 () ☐ 胃残量が () mℓ以上の時 () ☐ 胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）場合は () ☐ その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 [] ☐ その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 [] ☐ 薬剤注入 実施時間 (:) ※注意点など [] ☐ 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他 (:) (:) ※注意点など [] ☐ カテーテル・胃ろう抜去時の対応など []
	☐ その他	
	☐ 緊急時の対応	

記 入 日 年 月 日 医療機関名
(住所・電話番号)

医 師 名

小田原市福祉事務所長

医療的ケア実施通知書

申し込みのありました医療的ケアについて、下記のとおり実施することとしますので、
通知します。

記

1

兒 童 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 (歲 か月)

2

教育・保育施設名	
----------	--

3

実施する医療的ケアの内容	実施方法と留意事項	医療的ケアの実施者
① 口腔内の喀痰吸引		
② 鼻腔内の喀痰吸引		
③ 気管カニューレ内の 喀痰吸引		
④ 胃ろうまたは腸ろう による経管栄養		
⑤ 経鼻経管栄養		
⑥ 導尿		
⑦ 投薬		

4 緊急時の対応

- (1) 緊急事態発生時は、医師による指示内容を下に、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者に連絡します。
- (2) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いいたします。

5 留意事項

- (1) 定期的に主治医の診察を受け、結果や支持を保育施設に連絡してください。
- (2) 当園時、児童の健康状態について、担任を含む保育士、看護師に連絡し、当日医療的ケアの内容について確認して下さい。
- (3) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (4) 使用後の備品についてはご家庭持ち帰り処分をお願いします。
- (5) 災害時に備え、内服薬等は必要数を毎日持参して下さい。

(第8号様式)

年 月 日

施設長 様

保育施設名

児童氏名

生年月日

保護者氏名

医療的ケア等実施承諾書

医療的ケア等実施通知書の内容について、承諾しました。

医師の記入をお願いします

記入日 年 月 日

保育のめやす（0～2 歳）

児 童 名 生年月日 年 月 日生（ 歳 カ月）

診 断 名 教育・保育施設名

※「軽い活動」…同年齢の平均的乳幼児にとって、ほとんど息が
はずまない程度の運動

※「中等度の運動」…同年齢の平均的乳幼児にとって、少し息が
はずむが、息苦しくない程度の運動で、体に強
い接触を伴わないもの

※「強い運動」…同年齢の平均的乳幼児にとって、息がはずみ息
苦しさを感ずるほどの運動

下記の表は通常保育活動です。年齢に関係なくこの表から、対象となる児童が可能な活動の項目に印をつけてください。
年齢相当以下の活動であれば、おおむね該当する年齢欄に活動内容を記入して下さい。

年 齢 別 活 動 内 容		軽い運動	中程度の運動	強い運動	生活	保育時間	
	0 歳 児 （ 0 ～ 1 歳 ）	☐ 腕や足の曲げ伸ばしや開閉 の動き ☐ すべり台(室内用)を大人に させてもらう ☐ 抱っこされる	☐ 手を握って体を起こす ☐ 散歩(10 分程度) ☐ 抱っこして左右に揺らす	☐ 水遊び（手足を水につける） ☐ 布に乗せて揺らす ☐ 激しく泣く ☐ 音楽に合わせて全身を揺らす	☐ 座位（椅子に座る） ☐ シャワー ☐ 清拭 ☐ 沐浴 ☐ 薄着	☐ 通常保育時間 ☐ 保育時間制限必要 （ 時間）	
		他の活動について				行事 その他	所見
		1 歳 児 （ 1 ～ 2 歳 ）	☐ 砂遊び ☐ すべり台を自分で滑る ☐ その場でジャンプする	☐ 散歩（ 分程度まで可能） ☐ 階段の昇り降り（ 段位） ☐ コンビカーに乗る	☐ 走る（ 分程度まで可能） ☐ 水遊び ビニールプール 腰まで水につける ☐ 坂登り ☐ 音楽に合わせて全身を動かす	☐ 遠足（徒歩） ☐ 遠足（バス） ☐ 運動会	☐ 呼吸困難 頻呼吸 ☐ SpO2o の低下 ☐ 分泌物の増加 ☐ 脈の異常（頻脈） ☐ 痙攣 ☐ その他
	他の活動について				在園継続の場合	〔 〕	
2 歳 児 （ 2 ～ 3 歳 ）	☐ 砂遊び ☐ すべり台を自分で滑る ☐ その場でジャンプする		☐ 散歩(最高 2 km 往復 40 分程度) ☐ 階段の昇り降り(歩道橋等) ☐ 三輪車をこぐ ☐ ボールを投げたり蹴ったりする	☐ 走る（ 分程度まで可能） 鬼ごっこ（休憩しながら 15 分） ☐ 水遊び ビニールプール 設置のプール 胸まで水につける プール内 15 分程度 ☐ 高いところから飛び降りる (40 cm くらい) ☐ 音楽に合わせてリズムカルに動く	☐ 施設独自の取り組みで、運動 量等について、主治医に確認 したい活動を施設と相談上ご 記入ください 例：マラソン 〔 〕		
	他の活動について					☐ 特になし	

該当する指導区分に○印をつけてください（市立病院は、□ボックスにレ点で記します。）

指導区分	A □	B □	C □	D □	E □
	在宅医療	基本的に園生活は可能だが 運動は不可	軽い運動には参加可	中程度の運動まで参加可	強い運動にも参加可

医師の記入をお願いします

保育のめやす（3～5歳）

児 童 名

生年月日 年 月 日生（ 歳 カ月）

診 断 名

教育・保育施設名

下記の表は通常保育活動です。年齢に関係なくこの表から、対象となる児童が可能な活動の項目に印をつけてください。
年齢相当以下の活動であれば、おおむね該当する年齢欄に活動内容を記入して下さい。

年 齢 別 活 動 内 容		軽い運動	中程度の運動	強い運動
	3歳児 (3～4歳)	☐ 砂遊び しゃがんで遊ぶ シャベル、型抜き ☐ すべり台を滑る ☐ ブランコに乗って揺れる ☐ ボールを拾う・受け止める	☐ 散歩（ 分まで可能） （最高3km往復50分程度） ☐ 階段の昇り降り（ 階程度） 建物内、歩道橋等 ☐ 鉄棒のぶら下がり ☐ マット遊び ☐ ジャングルジムに上る	☐ 走る 鬼ごっこを休憩しながら20分程度 長距離かけっこ200m ☐ 水遊び ☐ プール遊び（プール内15分程度） バタ足 顔を水面につける ☐ 高いところから飛び降り（60cm程度） ☐ 音楽に合わせて全身を動かす
	4歳児 (4～5歳)	☐ すべり台を自分で滑る ☐ ブランコに乗ってこぐ	☐ 散歩（ 分まで可能） 最高4km往復1時間程度 ☐ 階段の昇り降り（ 階程度） 建物内、歩道橋等 ☐ 鉄棒の前回り、ぶら下がり ☐ ジャングルジムに上まで登る・くぐる ☐ 登り棒に（補助されて）登る ☐ 砂遊び（運ぶ、穴掘りなど全身の動き） スコップ、トンネル、山作り、泥んこ ☐ ボールを投げたり蹴ったりする	☐ 走る 鬼ごっこを休憩しながら30分程度 長距離かけっこ300m ☐ プール遊び（プール内20分程度） 水中を歩く 水中に沈んだ玩具を拾う ☐ 縄跳び（大縄跳び・一人跳び） ☐ 平均台・太鼓橋に乗る ☐ マット運動 ☐ 音楽に合わせて全身を動かす 休憩しながら30分程度
	5歳児 (5～6歳)	☐ 戸外固定遊具を使って 自分で遊ぶ （ブランコ、ジャングルジム、鉄 棒、登り棒、すべり台、砂場）	☐ 散歩（ 分まで可能） 最高5km往復75分程度） ☐ 鉄棒逆登り、足抜き回り ☐ 平均台・太鼓橋を渡る	☐ 走る 鬼ごっこ（休憩しながら40分） 長距離かけっこ500m リレー 全力疾走 ☐ プール遊び（プール内20～30分程度） ビート板などを使って泳ぐ しゃがんで潜る ☐ ドッジボール ☐ サッカー ☐ 跳び箱を助走して飛ぶ ☐ 縄跳び（連続跳び） ☐ 音楽に合わせて体の各部位、全身を使っ て様々に動かす（休憩しながら40分程度）

記入日 年 月 日

※「軽い活動」…同年齢の平均的乳幼児にとって、ほとんど息が
はずまない程度の運動

※「中等度の運動」…同年齢の平均的乳幼児にとって、少し息が
はずむが、息苦しくない程度の運動で、体に強
い接触を伴わないもの

※「強い運動」…同年齢の平均的乳幼児にとって、息がはずみ息
苦しさをを感じるほどの運動

生活	保育時間
☐ 座位（椅子に座る） ☐ シャワー ☐ 清拭 ☐ 素足で活動（戸外も含む） ☐ 薄着	☐ 通常保育時間 ☐ 保育時間制限必要 （ 時間）
☐ 物を運ぶ 午睡準備の布団運び・その他 ・物の大きさ（ ） ・物の重たさ（ ）	所見
行事 その他	☐ 呼吸困難 頻呼吸 ☐ SpO2oの低下 ☐ 分泌物の増加 ☐ 脈の異常（頻脈） ☐ 痙攣 ☐ その他
☐ 遠足（徒歩） ☐ 遠足（バス・電車） ☐ 運動会	〔 〕
在園継続の場合	
☐ 施設独自の取り組みで、運動 量等について、主治医に確認 したい活動を施設と相談上ご 記入ください 例：マラソン 泥んこ	☐ 特になし

該当する指導区分に○印をつけてください（市立病院は、□ボックスにレ点で記します。）

指導区分	A □	B □	C □	D □	E □
	在宅医療	基本的に園生活は可能だが 運動は不可	軽い運動には参加可	中程度の運動まで参加可	強い運動にも参加可